

## ○防犯灯設置補助金の申請について

地域住民の安全・安心なまちづくりの推進ため、防犯灯を設置される自治会、町内会等に対し補助金を支給しています。また、地球環境対策の一環として、省エネ型防犯灯の設置を推奨しています。

※予算の範囲内での対応となるため、予算がなくなり次第受付を終了します。

### 防犯灯設置補助金制度の概要

- 1 補助金の申請ができる方 自治会、町内会等の代表者
- 2 補助対象  
省エネルギー型防犯灯を新設又は更新する場合の工事費、中電申請費用等  
※27年度から従来型防犯灯は対象外となりました。  
※省エネルギー型防犯灯とは、LEDまたはLEDと同等以上の性能を持つ製品を使用した防犯灯をいいます。  
※更新については、設置から5年以上経過したもの又は故障等により使用不能の状態にある場合に限ります。
- 3 補助金の額 防犯灯の設置に必要な経費の2分の1以内で1万円を限度

### 申請の流れ

- ① まずは承認申請書をくらし安全課又は各総合支所へ提出してください。
  - ・防犯灯補助金承認申請書（様式第1号）
  - ・設置箇所を明示した付近の見取図（申請書に添付する場合）
- ② ①の承認申請書を審査し、補助金交付の可否を決定した後、申請者に対し、防犯灯補助金承認決定通知書（様式第2号）にて通知します。
- ③ ②の決定通知書が届いた後、自治会（地区）から工事店等へ防犯灯の設置工事を依頼してください。
- ④ 設置工事が完了したら、くらし安全課又は各総合支所へ防犯灯補助金交付申請書（様式第3号）及び下記の添付書類を提出してください。（様式第3号は②の通知書とともに送付します。）
  - ・完成写真（1箇所につき1枚）
  - ・工事代金領収書（写し可）
  - ・振込み指定する口座の通帳の写し
- ⑤ ④の書類を検査した後、指定された口座へ補助金を振り込みます。

●お問い合わせ先  
美作市役所  
市民部くらし安全課  
電話 72-5202